

この印籠が茨城県産の証



うまいもんどころ

あなたの自慢の逸品に

「うまいもんどころ」を使用しませんか？



いばらきの味販売戦略推進委員会（茨城県）では、茨城県産の特産品（農林水産物及びその加工品）に対して、統一キャッチフレーズ「うまいもんどころ」を活用してPR活動を展開しています。

使用要件

- ◆【対象品目】県内で生産（県産以外の原材料を使用して製造することを含む。）され、かつ、県内外で販売されている農林水産物及びその加工品のうち、品質の均一化が図られ、一定の品質が確保されているもの
- ◆【対象者】上記品目を生産又は販売している方

申請方法

（※申請は無料）

所定の申請書を揃え、事業所のある市町村を管轄する県農林事務所農業振興課へ申請してください。様式はウェブサイトからも入手できます。

URL：<http://www.ibaraki-shokusai.net/produce.cfm>

使用のメリット

- 1 「うまいもんどころ」販促資材を無償貸与
- 2 うまいもんどころホームページにおいて、該当商品を詳しくご紹介
- 3 県内外の食のイベントを優先的にご案内
- 4 その他、様々な機会において、茨城県を代表する特産品としてPRします。



使用許可商品を専用ページで詳しくご紹介！



オーナー様のインタビューや店舗などの情報も掲載

県内外で開催される販売イベントをご案内！



【問い合わせ先】いばらきの味販売戦略推進委員会
 （事務局）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県農林水産部販売流通課
 Tel. 029-301-3966 Fax. 029-301-3969
 Email. hanryu2@pref.ibaraki.lg.jp

詳しくは [うまいもんどころ](#)